

第 69 回行政苦情処理委員会 議事概要

- 1 日時：平成 28 年 3 月 1 日（火）10：00～12：00
- 2 場所：名古屋合同庁舎第 2 号館 中会議室
- 3 出席者
委員：西讓一郎（座長）、稲垣隆司、喜聞広典、栗本幸子、諏訪一夫、
中村正典の各委員
事務局：前川正文局長、城代充郎第一部長、齋藤壽男第二部長、畑佐薫
総務管理官、澤本伸平行政相談課長、新井芳隆首席行政相談官
- 4 議 題
名古屋第二環状自動車道の出口を予告する案内標識に、出口までの距離と
ともに出口方向の矢印を標示してほしい。

5 議事概要

【事案の概要】

私は先日、名古屋高速道路の入口から乗り、名古屋第二環状自動車道（以下「名二環」という。）の出口で降りた。

この経路中、名古屋高速道路では、出口予告を示す案内標識（以下「出口予告標識」という。）に、出口が右側か左側かを示す矢印が標示されており、この道路を初めて運転する利用者にも非常に分かりやすく、親切な標示内容となっている。

しかし、名二環の出口予告標識は、出口までの距離標示のみで出口の方向を示す矢印等の標示はない。

私は左側車線を走行しており、途中、出口は左方向か、右方向かを確認したかったが、出口方向を示す矢印が標示されていないので不安だった。

接続する名古屋高速道路と名二環とで標示内容が違うのは甚だ疑問である。名二環についても、出口予告標識に出口までの距離とともに出口方向の矢印を標示してほしい。

【意見交換の概要】

事務局から上記事案の内容を資料に基づき説明した後、委員による意見交換を行った。主な意見の内容は、次のとおり。

(稲垣委員)

名二環と名古屋高速の違いは、地元の人であれば知っている。

しかし、他の地域から来た人は、名二環を走っているのか、名古屋高速を走っているのか区別がつきにくいと思う。

東京外環には、矢印標示が設置されているとのことであるが、首都高速の出口も名古屋高速と同じように右側に出口があるものはあるのか。

(事務局)

首都高速も名古屋高速と同じように左側と右側の出口が混在し、出口予告標識に出口の方向を示す矢印が標示されている。

(稲垣委員)

他の地域から来た人に対する標識として、どこまで利便性を与えるかが本案のポイントだと思う。

(西座長)

首都高速は、無理をして造っているため構造が複雑である。だから、出口方向を示す矢印標示が必要になる。名二環は、全て出口が左だからとして、割り切るのはいかがなものか。

(稲垣委員)

地元の者は名古屋高速は右側で降りるという認識があるが、よそから来た人は分からないので、出口予告標識に出口の方向を示す矢印を標示する必要がある。東京や関西方面から来て、名古屋高速を走り名二環に乗り入れた場合、名古屋高速と名二環との区別ができないので、出口の方向が分からなくなる。ネクスコに対し、出口予告標識に出口の方向を示す矢印の標示を検討するよう要請する必要があると思う。

(諏訪委員)

名高速は、右側に出口があることは認識しているが、直前で車線変更することはやはり怖い。楠ジャンクションは複雑である。高齢者は視野が狭くなるし、出口予告標識がないことへの不安はある。

名古屋高速が左右の出口になった経緯はあるにせよ、名二環についても出口予告標識に出口の方向を示す矢印の標示があった方が分かりやすい。

(栗本委員)

名二環の出口は左側であると分かっているけども、知らない人にとっては不安で

ある。

料金を支払っている点においてサービス提供と安全の両面を確保することが必要である。法令を遵守しているから十分というものではない。

色々な人が利用することを踏まえて、利用者の立場に立って考えるべきである。

(西座長)

出口の方向を考えながら運転すること自体が危ない。

ドライバーには色々な人がいるので、利便性を重視すべきと考える。

(喜聞委員)

利用者にとっては、名二環も名古屋高速も一本の道路である。名二環に乗り入れると出口予告標識に出口の方向を示す矢印の標示がなくなるのは不安になる。

不幸な事故を防ぐためにも、出口予告標識に出口の方向を示す矢印の標示が必要である。

(稲垣委員)

設置する場合は、中途半端ではなく、名二環の全ての出口予告標識に出口の方向を示す矢印を標示する必要がある。

(中村委員)

出口予告標識に出口の方向を示す矢印を標示することについて、安全より営利ではだめだが、コストや手間、時間もかかり、費用対効果の面も考えなければならぬ。

(稲垣委員)

出口予告標識に出口の方向を示す矢印の標示はないよりあった方がよい。安全性に配慮して、設置を検討してほしいと考える。

(西座長)

概ね意見の方向性は出てきた。基本的な意見に相違はないことから、これまでの議論を踏まえ、委員会の意見を取りまとめることとしたいが、文章については、事務局と私にお任せいただけるか。

(各委員)

座長に一任することで異存はない。